

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（環境衛生検査等業務手当）</p> <p>第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、<u>環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室</u>、広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（環境衛生検査等業務手当）</p> <p>第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、<u>環境生活部廃棄物特別対策室</u>、広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>（公害防止等業務手当）</p> <p>第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項の規定に基づいて行う特定施設その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査</p> <p>（3）～（7） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（公害防止等業務手当）</p> <p>第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項の規定に基づいて行う特定施設、<u>有害物質貯蔵指定施設</u>その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査</p> <p>（3）～（7） [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成24年6月1日から施行する。